



日本橋とやま館 ショップフロア ～会員特典のご案内～

特典①

発行費・年会費

無料

特典②

500ポイント貯まる毎に
ショップフロアで使える

500円券
進呈

※特典②は「日本橋とやま館」、「いきいき富山館」(有楽町)、「ととやま」(富山駅前)の
共通お買い上げ特典です。

※ポイントの付与はショップフロアのみで行っています。

※「いきいき富山館」(有楽町)、「ととやま」(富山駅前)のカードをお持ちの方も
そのままご利用いただけます。



【お問い合わせ】03(3516)3020 (ショップフロア直通)



日本橋とやま館

東京都中央区日本橋室町1-2-6 日本橋大栄ビル1階
〒103-0022 TEL: 03-6262-2723 (代表)

【日本橋とやま館 HP】



【日本橋とやま館 LINE】



【日本橋とやま館 Facebook】



【日本橋とやま館 Instagram】



日本橋とやま館ショッピングカード会員規約

1 会員の資格

会員とは、この規約を承認した上、一般財団法人富山会館（以下「当財団」という。）に入会を申し込まれ、所定の手続きを完了されたお客様を言います。なお、日本橋とやま館のショッピングフロアを受託運営する富山県いきいき物産株式会社も含むこととします。

2 個人情報の取り扱いについて

(1) 当財団は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する方針・規定及び運用体制を含む個人情報保護に関するマネジメントシステムを確立、運用し、適切な取扱いと継続的な改善に努めます。

(2) 当財団の個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- ①店頭の各種イベント・サービス等に関する情報の提供
- ②お客様向けキャンペーンの応募者に対する抽選、商品の発送、連絡
- ③当財団に係るマーケット動向に関する調査
- ④お客様から請求があった資料や情報の提供
- ⑤お客様からのお問い合わせに関する対応

3 会員カードの発行等

(1) 日本橋とやま館会員カード（以下「会員カード」という。）は、申し込み手続きが完了し、ご入会いただいたお客様1名につき1枚発行します。

(2) 会員カードはご本人のみが利用するものとし、他人への譲渡、貸与、担保提供等を行うことはできません。

(3) 複数の会員カードを1枚にまとめることはできません。

4 会員カードの提示

(1) 会員は、商品を購入又はサービスを受ける際、及び当財団が提示を求めた際に会員カードを提示するものとします。

(2) 会員カードを提示しなかった場合は、ポイントの付加サービス等の提供を受けられません。

5 住所変更

会員がご住所・お名前・電話番号等を変更された場合、「日本橋とやま館」にご連絡ください。

6 会員カードの紛失・盗難等

① 会員カードの紛失、盗難等が発生し、ポイントが不正に利用されたときは、当財団は一切責任を負いません。

② 会員カードの汚損、破損、紛失等により会員カードが利用できなくなったときは、手続きの後、会員カードを再発行します。ただし、ポイントは失効することがあります。

③ 再発行の手続きの際は、ご本人であることを確認できるもの、または、個人情報の提示を求める場合がございますので、予めご了承ください。

7 会員資格及びポイントの有効期限

① 2年以上会員カードのご利用がないときは、会員資格及び累計ポイントが失効します。

② 会員が本規約に違反した場合は、その会員は直ちに会員資格及び累計ポイントを失効し、発行済みの商品券は無効とします。

8 規約の変更等

本規約の内容は予告なく変更、改定または廃止することがあることをご了承ください。